

「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」の一部改正

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</b></p> <p>第 1 章 総則 第 1 条～第 10 条 (略)</p> <p>(長期修繕計画等に係る開示)</p> <p>第 11 条 運用会社は、不動産投信等に係る運用報告書等において、第 9 条第 2 項第 6 号に規定する保有する不動産等に係る長期修繕計画等に基づいて各計算期間の末日に積み立てられた金額を、当該計算期間の末日前 <b>5 期</b> 以上の期間における各計算期間毎に記載するものとする。</p> <p>2 設立からの運用期間が <b>5 期</b> に満たない不動産投信等については、前項の規定にかかわらず設立から当該計算期間の末日までの期間において積み立てられた金額を、各計算期間毎に記載するものとする。</p> <p>第 12 条～第 23 条 (略)</p> <p>(保有する不動産等に係る資本的支出の開示)</p> <p>第 24 条 (略)</p> <p>2 天変地異等により保有する不動産において資本的支出を行うことが必要となった場合には、速やかにその旨を約款等の定める方法により公告を行うとともに、資本的支出を行うことが必要となった日の属する計算期間の運用報告書等において前項各号に掲げる事項を記載するものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則</b></p> <p>第 1 章 総則 第 1 条～第 10 条 (同左)</p> <p>(長期修繕計画等に係る開示)</p> <p>第 11 条 運用会社は、不動産投信等に係る運用報告書等において、第 9 条第 2 項第 6 号に規定する保有する不動産等に係る長期修繕計画等に基づいて各計算期間の末日に積み立てられた金額を、当該計算期間の末日前 <b>5 年</b> 以上の期間における各計算期間毎に記載するものとする。</p> <p>2 設立からの運用期間<b>又は存続期間</b>が <b>5 年</b> に満たない不動産投信等については、前項の規定にかかわらず設立から当該計算期間の末日までの期間において積み立てられた金額を、各計算期間毎に記載するものとする。</p> <p>第 12 条 ～第 23 条 (同左)</p> <p>(保有する不動産等に係る資本的支出の開示)</p> <p>第 24 条 (同左)</p> <p>2 天変地異等により保有する不動産において資本的支出を行うことが必要となった場合には、速やかにその旨を約款等の定める方法により公告を行うとともに、資本的支出を行うことが必要となった日の属する計算期間の運用報告書等において前項各号に掲げる事項を記載するものとする。</p>

新	旧
<p><u>ただし、本項における約款等に定める公告に替えて、電磁的方法（金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）第56条第1項に定める電磁的方法をいう。）で開示を行うことができるものとする。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>(以下略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、令和4年2月17日から実施する。</u></p>	<p>3 (同左)</p> <p>(同左)</p>